

柏版図柄入りナンバープレート準備委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、柏版図柄入りナンバープレート準備委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、柏版図柄入りナンバープレート（以下「図柄入りナンバープレート」という）の導入により、地域の魅力を内外に発信し、合わせて地域振興や運転マナー向上にも寄与する活動を進めることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図柄入りナンバープレートに係る基礎調査
- (2) 図柄入りナンバープレート（案）のデザイン選定基準の策定
- (3) 図柄入りナンバープレート（案）の決定
- (4) 図柄入りナンバープレートの普及啓発に関すること。
- (5) 運転マナーの向上に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名

2 役員は、委員の互選とする。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 委員会の事務の執行及び会議資料の作成等の庶務業務等を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局は、柏市企画部企画調整課内に置く。

3 事務局に、事務局長を置く。

4 委員長は、次条に規定する会議に事務局長の出席を求め、事務事業及び資料の説明等を命じることができる。

(会議)

第8条 委員長は必要に応じて委員会の会議を招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席（委任状の提出による出席を含む。）がなければ

開催することができない。ただし急を要する場合等については、書面で決議を得ることができる。

- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、止むを得ない事情がある場合は、委員会に代理の者を出席させることができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。
(柏版図柄入りナンバープレート選定審査会)

第9条 委員会は、柏版図柄入りナンバープレート選定審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

- 2 審査会は、図柄入りナンバープレートのデザイン候補を選定する。
- 3 審査会は、委員会が推薦する人員をもって構成する。
- 4 審査会は、座長及び副座長を置く。
- 5 審査会の選定結果は、委員会に報告する。
- 6 審査会の庶務は、事務局長が属する機関の所属課が行う。
- 7 第6条及び前条の規定は、審査会について準用する。
- 8 前項の規定にかかわらず、審査会は事務局長が必要に応じて招集することができる。
(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会及び審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年7月24日から施行する。

別表（第4条関係）

柏版図柄入りナンバープレート準備委員会委員

番号	団 体 名	役 職
1	柏市	市 長
2	柏市議会	議 長
3	我孫子市	市 長
4	我孫子市議会	議 長
5	柏商工会議所	会 頭
6	柏市沼南商工会	会 長
7	我孫子市商工会	会 長
8	柏市観光協会	会 長
9	柏警察署	署 長
10	我孫子警察署	署 長
11	柏交通安全協会	会 長
12	我孫子交通安全協会	会 長